

# 議院議員選舉

8時まで  
文化センター・大ホール



**投票をご利用ください**  
～7月10日(土)午前8時30分～午後8時  
割・警備室前

や※けど②しさい事①さ・人①で接同

ます

レジャー や 買い物 箱に 投か な する 制度 1月 11 日 の 投票 日 に て は な く な い と い う 事 理由 で 投票 でき な い と い う 事 用して こ な い と い う 事 受け 付け し ま す 。

投票所では、パソコンで受け付けをしています。  
入場券のバーコードを読み込むもので、受付時間が短縮されます。

投票所入場券は折り曲げないでご持参ください。



参議院議員の任期満了（7月25日）に伴う「参議院議員通常選挙」が6月24日（木）に公示され、7月11日（日）に選挙が行われます。当日は午前7時から午後8時まで、市内24カ所で投票所を開設。私たちの代表を決める大切な選挙です。棄権せず大切な1票をいかしましょう。

八幡市で投票が

参議院議員通常選舉にハ  
幅市で投票できる人は、次  
の条件をすべて満たしてい  
る人です。

- 郵便により投票ができる人**

身体障がい者(戦傷病者)または要介護者の皆さんは、不在者投票の特例として「郵便による投票制度」があります。この方法で投票ができる人は八幡市の選挙権登録されている人で、身体障がい者手帳(戦傷病者手帳)の交付を受け、

④(3)免職もしくは解雇の障がいの程度が1級から3級の人④(1)から(3)の障がいの程度が明確でないときは、京都府知事が①から③の障がいと同程度と認めた場合と(郵便による投票手続き)

【郵便による投票手続】  
郵便投票証明書の交付を受けている場合:市選管等理委員会事務局に投票用紙請求書を備えていますので、郵便投票証明書を持ちて請求にお越しください。

郵送でも代理人でもできます。

▼郵便投票証明書の交付をす。

【今年も一日も早いに間に合  
出をした場合】  
新しい住所地の投票所で  
投票していくだぐことにな  
ります。  
【今年6月15日以降に届け  
出をした場合】  
転居前の住所で選挙人名  
簿が作成されていますので、旧住所地で投票してい  
ただくことになります。  
この場合、投票所入場券  
が届かないことがあります  
ので、市選管委員会で  
選挙人名簿への登録の有無  
を確認し、投票日の当日、  
投票所で入場券の交付を受

**代理投票は  
係員へ**

藏便はがき

## 3月 人は平成22年八幡市へ転入ることはであります。所地の運営

は前住所地  
3月24日以降に  
市では投票をす  
きませんので、  
投票することに  
この場合、前住  
す区の候補者一比

**選舉に転入された地で投票**

地の選舉管理委員会へ問い合わせください。  
要があげてあるので、前回も  
合わせください。短期間(約半年)に2回以上、住所変更(市内転居)をしてい  
るなど、今回の選舉では投票  
票できない場合があります  
す。該当される人は、なるべく早く、前住所地の選舉  
管理委員会へ問い合わせく  
ださい。

選挙人 氏名	様
内閣府副大臣 谷川洋介	
参議院議員通常選挙 投票所入場券	
選挙人登録番号 西 勤	性別 女性
投票区 投票所	
投票日時 平成22年7月11日(日) 午前7時から午後8時まで	
 A 0 2 2 0 1 0 0 0 6 1 5 7 2 3 A	

市は事前にハガキの投票所入場券を有権者の皆さんに郵送します。投票日には投票入場券を忘れずにお持ちください。

▼投票所入場券が7月7日になっても届かないときは、市選挙管理委員会へ問い合わせください。万一、入場券を紛失されても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票日に投票所

▼あなたの投票所は投票所で投票券に記載してあります。ご確認ください。

## あなたの投票所はこちらです



## 未来のために あなたの1票を

9月11日、投票所に来られない人は、市役所で期日前投票をお願いします。期日前投票は6月25日から。有権者の皆さんをお待ちしています。

**選挙公報を配布します**

「選挙公報」は、選舉で候補者を選ぶときの大重要な資料です。投票日の2日前(7月9日)までに各家庭にお届けします。

投票日の2日前になっても届かない場合は、市選挙管理委員会へ問い合わせください。

市選挙管理委員会委員長  
道上 幸彦



投票に参加することによって、未来の社会を決めることがあります。あなたが直接、参加する大切なことです。できる社会をつくる社会になるようあなたの1票を投げましょう。

# 7月11日は参

**投票 午前7時から午後  
開票 午後8時45分から**

## 投票所設置場所一覧

投票区	投票所(設置場所)	対象地域
①	志水公民館	一区(一部)
②	二区公会堂	二区(双栗含む)
③	山柴公民館	三区(一部)
④	橋本公民館	橋本(一部)
⑤	川口コミュニティセンター	川口(高原を除く)・八幡(番町・小西)
⑥	八幡人権・交流センター	六区
⑦	上区公会堂	上区
⑧	やわた流れ橋交流プラザ	中区
⑨	都児童センター体育館	下区
⑩	内里公会堂	内里
⑪	戸津公会堂	戸津(一部)
⑫	美濃山公会堂	美濃山・戸津(一部)・八幡(御幸谷の一部)
⑬	長町南集会所	八幡(長町・橋ノロ)・川口(高原)
⑭	くすのき小学校	男山(金振・竹園の一部)
⑮	男山第二中学校	男山(石城・弓岡)
⑯	中央センター集会所	男山(八望・京)
⑰	男山第三中学校	男山(美桜・長沢・笛谷・雄徳・指月)
⑱	橋本小学校	橋本(一部)・西山
⑲	くすのき保育園	三区(一部・石清水ピューハイツ含む)
⑳	(旧)八幡第四小学校	男山(吉井・松里)・八幡(安居塚・中ノ山・南山・備前・長谷の一部・福禄谷の一部)
㉑	南センター集会所	男山(香呂・竹園の一部)
㉒	柿ヶ谷集会所	八幡(柿ヶ谷・長谷の一部・福禄谷の一部)
㉓	コミュニティセンター月愛	八幡(月夜田・山田・砂田・武蔵芝・久保田・水畠・一ノ坪・御幸谷の一部)
㉔	美濃山コミュニティセンター	欽明台・岩田大谷・内里大谷



**投票**



**期日前**

6月25日(金)  
市役所1階西

で投票する不在者投票は今までおりです。

国政選挙に限って、海外に長期滞在されている人も投票することができます。投票を希望される人は、事前に在外選挙人証の交付を受けた上で投票用紙を受けておく必要があります。帰在されている国の日本大使館や領事館等へ申し出て、在外投票の機会があります。

選挙人の登録手続きをしてください。選挙区選挙・比例代表選挙のいずれも投票できます。※地方公共団体の選挙についても、海外から投票することができません。詳しくは市選挙管理委員会へ。



**パソコン受け付け**